

キャッシュカード規定 新旧対比表

改正後 キャッシュカード規定	改正前 キャッシュカード規定
<p>[ICカード規定（磁気カード含む）]</p> <p>1.（カードの利用）</p> <p>(1) ①～④（省略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑤ 当組合および提携組合の窓口（窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。）で入金および払戻しを行う場合。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑥ その他当組合所定の取引をする場合。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3.（支払機による払戻し）</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 6 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>4.（カードによる窓口での入金および払戻し）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名（署名）を記入のうえカードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより操作してください。</u> <small>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</small></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の 1 回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第 6 第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、その払戻しはできません。</u></p>	<p>[ICカード規定（磁気カード含む）]</p> <p>1.（カードの利用）</p> <p>(1) ①～④（省略）</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（追加）</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>⑤ その他当組合所定の取引をする場合。</u></p> <p>(2) （省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3.（支払機による払戻し）</p> <p>(1)～(2) （省略）</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第 5 条第 1 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>（追加）</u></p>

改正後	改正前
<p>5. (振込機による振込) (1)～(5) (省略) (6) 振込金額と第6条第1項第2項に規定する振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。 (7)～(8) (省略)</p> <p>6. (自動機利用手数料等) (1) 当組合および提携先の貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>(カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。)</u> には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(4) (省略)</p> <p>7. (代理人による(削除)預入れ・払戻しおよび振込) (1)～(3) (省略)</p> <p>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>カード取引に必要な機器</u>、停電、故障等により貯金機、支払機および振込機による取扱いができない場合には、<u>カードによる取引を一時行わないことがあります。この場合、</u>当店または取扱店の窓口にご相談ください。</p> <p>9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、支払機、振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合 <u>本店(所)</u> および <u>全国の提携組合の窓口</u> に提出された場合に行います。<u>また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。</u> なお、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、入金した金額または払戻した金額とは別に通帳に記入します。</p>	<p>4. (振込機による振込) (1)～(5) (省略) (6) 振込金額と第5条第1項第2項に規定する振込手数料金額、自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。 (7)～(8) (省略)</p> <p>5. (自動機利用手数料等) (1) 当組合および提携先の貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合 <u>(追加)</u> には、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。 (2)～(4) (省略)</p> <p>6. (代理人による貯金の預入れ・払戻しおよび振込) (1)～(3) (省略)</p> <p>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い) <u>(追加)</u> 停電、故障等により貯金機、支払機および振込機による取扱いができない場合には <u>(追加)</u>、当店または取扱店の窓口にご相談ください。</p> <p>8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入) カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>(追加)</u>、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、支払機、振込機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合 <u>(追加)</u> および <u>全国(追加)</u> 提携組合の窓口 に提出された場合に行います。<u>(追加)</u> なお、自動機利用手数料金額および振込手数料金額は、入金した金額または払戻した金額とは別に通帳に記入します。</p>

改正後	改正前
<p>10. (カード・暗証の管理等)</p> <p>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。<u>当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>11. (偽造カード等による払戻し等) (省略)</p> <p>12. (盗難カードによる払戻し等) (省略)</p> <p>13. (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略)</p> <p>14. (カードの再発行等) (省略)</p> <p>15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略)</p> <p>16. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、<u>(削除)</u>カードローン取引が終了した場合(ただし、JAローンカード(キャッシュカード)に限る。)、または当組合普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。)、総合口座取引規定(総合口座(普通貯金無利息型)取引規定を含みます。以下、同じです。)または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却<u>いただくか、本カードの磁気ストライプ部分およびIC部分を切断のうえ破棄してください。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合</p> <p>②～④ (省略)</p>	<p>9. (カード・暗証の管理等)</p> <p>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。<u>(追加)</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>10. (偽造カード等による払戻し等) (省略)</p> <p>11. (盗難カードによる払戻し等) (省略)</p> <p>12. (カードの紛失、届出事項の変更等) (省略)</p> <p>13. (カードの再発行等) (省略)</p> <p>14. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等) (省略)</p> <p>15. (解約、カードの利用停止等)</p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、<u>または</u>カードローン取引が終了した場合(ただし、JAローンカード(キャッシュカード)に限る。)、または当組合普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。)、総合口座取引規定(総合口座(普通貯金無利息型)取引規定を含みます。以下、同じです。)または貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却<u>してください。(追加)</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>① 第16条に定める規定に違反した場合</p> <p>②～④ (省略)</p>

改正後	改正前
<p><u>17.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p><u>18.</u> (規定の適用) (省略)</p> <p>以下省略</p>	<p><u>16.</u> (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p><u>17.</u> (規定の適用) (省略)</p> <p>以下省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

適用日：2021年4月1日